
「定款」等の一部改正について

日証協 平成 27 年 4 月 30 日

本協会では、改正金融商品取引法により新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務に関し、新たに本協会の自主規制の対象とするための「定款」の一部改正について、去る 4 月 7 日開催の臨時総会において承認を受け、4 月 30 日付で金融庁長官の認可を受けた。

これに併せて、「定款の施行に関する規則」及び各協会運営規則について一部改正を行った。

本改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。ただし、「定款の施行に関する規則」第 3 条の改正規定（「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める部分に限る。）は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

定款の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの利用促進に向けた改正金融商品取引法の施行が平成 27 年 5 月までに予定されている。また、店頭デリバティブ取引について、国際的な規制議論を踏まえ、市場の公平性・透明性の向上といった観点から一定の店頭デリバティブ取引に係る電子取引基盤の使用義務化に向けた改正金融商品取引法の施行が同年 9 月に予定されている。

今般、これら改正により新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務について、新たに本協会の自主規制の対象とするとともに、これらに係る業務に加えて従来の特定期間デリバティブ取引等に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者を、本協会の「特定業務会員」（従来の「店頭デリバティブ取引会員」を改める。）とするための規定の整備を図るため、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改め、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において「特定期間デリバティブ取引等に係る業務」又は「第一種少額電子募集取扱業務」のみを行う者を「特定業務会員」とする。（第 5 条）
- ② 「店頭デリバティブ取引会員」及び「店頭デリバティブ取引会員権」に関する規定を、「特定業務会員」及び「特定業務会員権」に置き換える。
（第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 30 条、第 47 条、第 56 条）
- ③ その他、所要の整備を行う。

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 （電話 03-3667-8451）

以 上

「定款」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(協会の要件) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イ又はロに掲げる業務のみを行う者を除く。） 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者 イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務 ロ 金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務 3 特別会員 金商法第 2 条第 11 項に規定す	(協会の要件) 第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。 1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（第一種金融商品取引業において有価証券関連デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く。） 2 店頭デリバティブ取引 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げるいずれかのみを業として行う者 イ 特定店頭デリバティブ取引等 ロ 特定店頭デリバティブ取引等及び店頭金融先物取引等又は店頭デリバティブ取引等のうち第 3 条第 7 号ニに掲げる取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理 ハ 特定店頭デリバティブ取引等、店頭金融先物取引等及び店頭デリバティブ取引等のうち第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 (同 左)

新	旧
る登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。） （業務） 第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1～15 （ 現行どおり ） 16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。 17・18 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 第2章 会員及び特定業務会員 （特定業務会員の資格） 第13条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、<u>特定業務会員</u>となる。 2 <u>特定業務会員</u>が第30条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第28条第1項の	（業務） 第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1～15 （ 省 略 ） 16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。 17・18 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 第2章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 （店頭デリバティブ取引会員の資格） 第13条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>となる。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が第30条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第

新	旧
決議により本協会から除名の処分を受けたときは、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失する。 3 <u>特定業務会員</u>が合併した場合において、法人が消滅したときは、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失する。 (特定業務会員権) 第14条 <u>特定業務会員</u>は、定款施行規則に定める<u>特定業務会員</u>としての権利（以下「<u>特定業務会員権</u>」という。）を有する。 2 <u>特定業務会員</u>が前条第2項又は第3項の規定により、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失したときは、<u>特定業務会員権</u>は消滅する。 3 <u>特定業務会員</u>は、第5条第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなつたと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める<u>特定業務会員権</u>の一部が制限されるものとする。 4 <u>特定業務会員権</u>は、譲渡することができない。 (協会の種類の変更申請) 第26条 会員が<u>特定業務会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2・3 (現行どおり) (特定業務会員に対する準用規定)	28条第1項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失する。 3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が合併した場合において、法人が消滅したときは、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失する。 (店頭デリバティブ取引会員権) 第14条 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、定款施行規則に定める<u>店頭デリバティブ取引会員</u>としての権利（以下「<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>」という。）を有する。 2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が前条第2項又は第3項の規定により、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失したときは、<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>は消滅する。 3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、第5条第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなつたと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>の一部が制限されるものとする。 4 <u>店頭デリバティブ取引会員権</u>は、譲渡することができない。 (協会の種類の変更申請) 第26条 会員が<u>店頭デリバティブ取引会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。 2・3 (省 略) (店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定)

新	旧
第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、<u>特定業務会員</u>について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第28条中「会員権」とあるのは「<u>特定業務会員権</u>」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「<u>特定業務会員代表者</u>」と、第26条中「会員が<u>特定業務会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「<u>特定業務会員</u>が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。 （執行責任者の職務） 第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規定する会員に対する勧告（第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。 2・3 （ 現行どおり ） （理事会の権限） 第56条 （ 現行どおり ） 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制	第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第28条中「会員権」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>」と、第26条中「会員が<u>店頭デリバティブ取引会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。 （執行責任者の職務） 第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規定する会員に対する勧告（第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。 2・3 （ 省 略 ） （理事会の権限） 第56条 （ 省 略 ） 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制

新	旧
会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1・2 (現行どおり) 3 第28条に規定する処分に関する事項(第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。) 4～10 (現行どおり) (定足数) 第58条 理事会は、<u>その決議について議決権を有する</u>理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。 (総務委員会) 第64条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。 1～3 (現行どおり) 4 協会の加入、<u>脱退及び種類の変更</u>に関する事項 5～8 (現行どおり) 5～12 (現行どおり) (監事会) 第69条 (現行どおり) 2 (現行どおり)	会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1・2 (省 略) 3 第28条に規定する処分に関する事項(第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。) 4～10 (省 略) (定足数) 第58条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。 (総務委員会) 第64条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。 1～3 (省 略) 4 協会の加入<u>及び脱退</u>に関する事項 5～8 (省 略) 5～12 (省 略) (監事会) 第69条 (省 略) 2 (省 略)

新	旧
3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案の内容の決定並びに監事の選任に関する同意及び監事の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。 4 (現行どおり) (不服審査会) 第76条の3 (現行どおり) 2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分（第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。 3・4 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案に関する同意及び監事の選任に関する同意並びに監事の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。 4 (省 略) (不服審査会) 第76条の3 (省 略) 2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分（第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。 3・4 (省 略)

「定款」の一部改正に関するパブリック・コメントの結果について

平成 27 年 4 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「定款」の一部改正について、平成 27 年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見は特にありませんでしたので、別紙のとおり、一部改正を行うことといたします。

以 上

「定款の施行に関する規則」等の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務を本協会の自主規制の対象とするとともに、これらに係る業務に加えて従来の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者を、本協会の「特定業務会員」（従来の「店頭デリバティブ取引会員」を改める。）とする「定款」の一部改正に伴い、「定款の施行に関する規則」等の一部を改正する。

II. 改正の骨子

「定款の施行に関する規則」のほか、次の協会運営規則の一部を改正する。

- ・ 自主規制会議規則
 - ・ 総務委員会規則
 - ・ 行動規範委員会規則
 - ・ 特別委員会規則
 - ・ 規律委員会規則
 - ・ 外務員等規律委員会規則
 - ・ 監事会規則
 - ・ 協会員に対する処分等に係る手続に関する規則
- ① 「店頭デリバティブ取引会員」、「店頭デリバティブ取引会員代表者」及び「店頭デリバティブ取引会員権」に関する規定を、「特定業務会員」、「特定業務会員代表者」及び「特定業務会員権」に置き換える。
- （定款施行規則第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条の 2、第 11 条、第 13 条、自主規制会議規則第 14 条、第 19 条、第 23 条、行動規範委員会規則第 12 条、第 13 条、協会員に対する処分等に係る手続に関する規則第 3 条、第 5 条）
- ② 金融商品取引法の改正により、第一種金融商品取引業者が「国内に営業所又は事務所を有しない者」や「外国法人であって国内における代表者を定めていない者」に該当することとなった場合、当局へ届出を行うことになった。これに伴い、本協会への報告事項を追加する。（定款施行規則 6 条）
- ③ 株式型クラウドファンディングに係る業務のみを行う特定業務会員の入会金を 50 万円とする。（定款施行規則第 10 条）
- ④ 特別会員委員について、その議決権の及ぶ範囲が従来と変わらないものになるよう、所要の整備を行う。
- （自主規制会議規則第 7 条、第 19 条、総務委員会規則第 7 条、特別委員会規則第 8 条、規律委員会規則第 8 条、外務員等規律委員会規則第 8 条）
- ⑤ その他、所要の整備を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。ただし、「定款の施行に関する規則」第3条の改正規定（「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める部分に限る。）は、平成27年5月1日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 （電話 03-3667-8451）

以 上

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(協会員名簿の公開) 第 2 条 本協会は、協会員の名称、本店又は第 4 条に規定する国内において本拠となる支店等の所在地、定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者、定款第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>特定業務会員代表者</u>及び定款第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する特別会員代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の閲覧に供する。 (会員代表者等の資格要件) 第 3 条 定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者及び定款第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>特定業務会員代表者</u>並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>は、登記された代表取締役（会員又は<u>特定業務会員</u>が、<u>指名委員会等設置会社</u>である場合には、代表執行役を含む。第 3 項及び第 7 項において同じ。）であること。ただし、外国法人である会員又は<u>特定業務会員</u>については、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）<u>第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ハ</u>に規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。 2 会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>の代理人は、登記された取締役（会員又	(協会員名簿の公開) 第 2 条 本協会は、協会員の名称、本店又は第 4 条に規定する国内において本拠となる支店等の所在地、定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者、定款第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>及び定款第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する特別会員代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の閲覧に供する。 (会員代表者等の資格要件) 第 3 条 定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者及び定款第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>並びにその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>は、登記された代表取締役（会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が、<u>委員会設置会社</u>である場合には、代表執行役を含む。第 3 項及び第 7 項において同じ。）であること。ただし、外国法人である会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>については、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）<u>第 29 条の 2 第 1 項</u>に規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。 2 会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>の代理人は、登記された取

新	旧
は<u>特定業務会員</u>が、<u>指名委員会等設置会社</u>である場合には、執行役を含む。）若しくは支配人（表見支配人を含む。）又はこれらに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である会員又は<u>特定業務会員</u>については、国内における代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>リ</u>までの規定に該当しない者であること。 2 定款第33条で準用する同第17条第 1 項に規定する特別会員代表者及びその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 特別会員代表者は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である特別会員については、銀行法第47条第 2 項又は保険業法第187条第 1 項第 2 号に規定する日本における代表者であること。 2 （ 現行どおり ） 3 金商法第29条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>リ</u>までの規定に該当しない者であること。 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、会員又は<u>特定業務会員</u>の代表取締役が、当該会員又は当該<u>特定業務会員</u>の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表取締役（会員支配会社が、<u>指名委員会等設置会社</u>である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。）を当該会員又は当該<u>特定業務会員</u>の会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げる事項を確約した書面を提出した場合にお	締役（会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が、<u>委員会設置会社</u>である場合には、執行役を含む。）若しくは支配人（表見支配人を含む。）又はこれらに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>については、国内における代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>ト</u>までの規定に該当しない者であること。 2 定款第33条で準用する同第17条第 1 項に規定する特別会員代表者及びその代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 特別会員代表者は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である特別会員については、銀行法第47条第 1 項に規定する支店若しくは<u>代理店</u>の代表者又は保険業法第187条第 1 項第 2 号に規定する日本における代表者であること。 2 （ 省 略 ） 3 金商法第29条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>ト</u>までの規定に該当しない者であること。 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の代表取締役が、当該会員又は当該<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の事業活動の支配を主たる目的とする会社（「会員支配会社」という。以下同じ。）の登記された代表取締役（会員支配会社が、<u>委員会設置会社</u>である場合には、代表執行役を含む。以下この項において同じ。）を当該会員又は当該<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>とすることを申請し、かつ、次の各号に掲げ

新	旧
いて、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は<u>特定業務会員</u>の会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>とすることができる。 1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員及び<u>特定業務会員</u>の登記された取締役又は執行役であること。 2 当該会員又は<u>特定業務会員</u>の会員代表者の代理人には、当該会員又は<u>特定業務会員</u>の登記された代表取締役が就任すること。 4 前項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合又は当該会員若しくは<u>特定業務会員</u>と当該会員支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変化したと認められる場合には、理事会の決議により、前項の承認を取り消すことができる。 5～6 (現行どおり) 7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員支配会社が、<u>指名委員会等設置会社</u>である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、直近3年以内に会員理事又は特別会員理事であった者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とするを申請し、かつ、次に掲げる事項	る事項を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表取締役を当該会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>とすることができる。 1 当該会員支配会社の登記された代表取締役が、当該会員及び<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の登記された取締役又は執行役であること。 2 当該会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の会員代表者の代理人には、当該会員又は<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の登記された代表取締役が就任すること。 4 前項第1号若しくは第2号に該当しないこととなった場合又は当該会員若しくは<u>店頭デリバティブ取引会員</u>と当該会員支配会社との結合形態が承認時に比べ著しく変化したと認められる場合には、理事会の決議により、前項の承認を取り消すことができる。 5～6 (省 略) 7 第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、会員の代表取締役又は特別会員の代表権を有する役員が、当該会員の会員支配会社の登記された代表権のない取締役（社外取締役を除き、会員支配会社が、<u>委員会設置会社</u>である場合には、執行役を含む。以下この項において同じ。）又は当該特別会員の特別会員支配会社の登記された代表権のない役員（社外取締役、監査役若しくは会計参与又はこれらに準ずるものを除く。以下この項において同じ。）であり、かつ、直近3年以内に会員理事又は特別会員理事であった者を、当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とするを申請し、かつ、次に掲げる事項を確

新	旧
を確約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員支配会社の登記された代表権のない役員を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。 1・2 (現行どおり) 8 (現行どおり)	約した書面を提出した場合において、理事会が承認したときには、当該会員支配会社の登記された代表権のない取締役又は当該特別会員支配会社の登記された代表権のない役員を当該会員の会員代表者又は当該特別会員の特別会員代表者とすることができる。 1・2 (省 略) 8 (省 略)
(届出事項) 第5条 定款第18条に規定する会員の届出及び定款第30条で準用する同第18条に規定する<u>特定業務会員</u>の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。 1 (現行どおり) 2 合併(当該会員又は当該<u>特定業務会員</u>が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)又は解散 3 分割(当該会員又は当該<u>特定業務会員</u>が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。) 4 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(届出事項) 第5条 定款第18条に規定する会員の届出及び定款第30条で準用する同第18条に規定する<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。 1 (省 略) 2 合併(当該会員又は当該<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)又は解散 3 分割(当該会員又は当該<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。) 4 (省 略) 2 (省 略)
(報告事項) 第6条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する<u>特定業務会員</u>の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 金商法第30条第1項に<u>規定する業務</u>の認可を受けたとき、又はこれを廃止したとき。	(報告事項) 第6条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 金商法第30条第1項に<u>掲げる業務(以下「認可業務」という。)</u>の認可を受けたとき、又はこれを廃止したとき。

新	旧
2～15 (現行どおり)	2～15 (省 略)
16 <u>第1号に規定する業務に係る損失の危険の管理方法等の変更認可を受けたとき。</u>	16 <u>認可業務に係る損失の危険の管理方法等の変更認可を受けたとき。</u>
17 金商法第35条第2項各号に掲げる業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。 <u>ただし、特定業務会員(定款第5条第1号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。)を除く。</u>	17 金商法第35条第2項各号に掲げる業務を営むこととなったとき、又はこれを廃止したとき。
18・19 (現行どおり)	18・19 (省 略)
20 他の法人と合併したとき(当該会員又は <u>特定業務会員</u> が合併により消滅した場合の当該合併を除く。)	20 他の法人と合併したとき(当該会員又は <u>店頭デリバティブ取引会員</u> が合併により消滅した場合の当該合併を除く。)
21～36 (現行どおり)	21～36 (省 略)
37 役員又は重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号イから <u>リ</u> までのいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。	37 役員又は重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号イから <u>ト</u> までのいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。
38～41 (現行どおり)	38～41 (省 略)
42 会員又は <u>特定業務会員</u> として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、金融商品取引所の考査(有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。)又は金商法に基づく検査等において会員又は <u>特定業務会員</u> として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。	42 会員又は <u>店頭デリバティブ取引会員</u> として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、金融商品取引所の考査(有価証券の売買その他の取引等に係るものに限る。)又は金商法に基づく検査等において会員又は <u>店頭デリバティブ取引会員</u> として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
43 (現行どおり)	43 (省 略)
44 <u>金商法第29条の4第1項第4号ロに規定する営業所又は事務所を有しない者に該当することとなったとき</u>	(新 設)
45 <u>金商法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者を定めていない者に該当することとなったとき</u>	(新 設)
46 (現行どおり)	44 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省 略)

新	旧
(入会金の額) 第10条 定款第24条第2項に規定する入会金の額は、100万円とする。 2 <u>本協会に加入の承認を受けた入会申請者のうち株式型クラウドファンディング専業特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）となる者の入会金の額は、前項の規定にかかわらず、50万円とする。</u> 3 <u>株式型クラウドファンディング専業特定業務会員が本協会への加入後に定款第5条第1号又は第2号に掲げる業務であって定款第5条第2号ロに掲げる業務以外の業務を行うこととなった場合には、当該者は第1項に定める額の入会金（既納入分があればその差額分）を納入しなければならない。</u> (会員権等) 第10条の2 定款第12条第1項に定める会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。 1～10 (現行どおり) 2 定款第14条第1項に定める<u>特定業務会員</u>としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。 1 (現行どおり) 2 その他<u>定款第5条第2号に掲げる業務</u>について、本協会に意見を述べる権利 3 (現行どおり) (会員権の消滅等の場合の通知及び公表) 第11条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。 1・2 (現行どおり) 2 本協会は、定款第12条第2項、同第14条	(入会金の額) 第10条 (同 左) (新 設) (新 設) (会員権等) 第10条の2 定款第12条第1項に定める会員としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。 1～10 (省 略) 2 定款第14条第1項に定める<u>店頭デリバティブ取引会員</u>としての権利は、次の各号に掲げる権利をいう。 1 (省 略) 2 その他<u>特定店頭デリバティブ取引等に係る業務</u>について、本協会に意見を述べる権利 3 (省 略) (会員権の消滅等の場合の通知及び公表) 第11条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった協会員に対し、その旨を通知する。 1・2 (省 略) 2 本協会は、定款第12条第2項、同第14条

新	旧
第2項又は同第32条第2項の規定により 会員権、<u>特定業務会員権</u>又は特別会員権が 消滅した協会員につき、その旨を各協会員 に通知する。 3 (現行どおり) (変更の承認の通知) 第13条 本協会は、定款第26条の規定により、 変更申請を行った会員又は<u>特定業務会員</u> につきその変更を承認したときは、その 旨をその会員又は<u>特定業務会員</u>及び各協 会員に通知する。 (本協会から提供を受けた情報の目的外使用等の禁止) 第15条の2 会員は、定款第7条第1項第16 号に規定する業務により本協会から情報 の提供を受けた場合には、その情報を金融 商品取引及び金融商品市場からの反社会的 勢力排除の目的以外に使用し、又はみだ りに他人に提供してはならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 ただし、第3条の改正規定（「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める部分に限る。）は、平成27年5月1日から施行する。	第2項又は同第32条第2項の規定により 会員権、<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>又は 特別会員権が消滅した協会員につき、その 旨を各協会員に通知する。 3 (省 略) (変更の承認の通知) 第13条 本協会は、定款第26条の規定により、 変更申請を行った会員又は<u>店頭デリバ</u> <u>ティブ取引会員</u>につきその変更を承認し たときは、その旨をその会員又は<u>店頭デリ</u> <u>バティブ取引会員</u>及び各協会員に通知す る。 (本協会から提供を受けた情報の目的外使用等の禁止) 第15条の2 会員は、定款第7条第1項第17 号に規定する業務により本協会から情報 の提供を受けた場合には、その情報を金融 商品取引及び金融商品市場からの反社会的 勢力排除の目的以外に使用し、又はみだ りに他人に提供してはならない。

「自主規制会議規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(副議長) 第 4 条 (現行どおり) 2 副議長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、<u>議長</u>がこれを選任する。 3 (現行どおり) (定足数) 第 6 条 自主規制会議は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。 (議決) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特別会員委員は、<u>特別会員が行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合にのみ</u>、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 4 (現行どおり) (構成) 第 14 条 分科会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、<u>特定業務会員代表者</u>、協会員の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (議決) 第 19 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 分科会の議事において、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又は特	(副議長) 第 4 条 (省 略) 2 副議長は、委員のうちから、自主規制会議の同意を得て、<u>自主規制会議議長</u>がこれを選任する。 3 (省 略) (定足数) 第 6 条 自主規制会議は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。<u>ただし、特別会員委員が議決権を有する議事以外の議事にあつては、特別会員委員以外の議決権を有する委員の過半数の出席で足りるものとする。</u> (議決) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 特別会員委員は、1 個の議決権を有する。ただし、<u>会員のみが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合及び自主規制会議の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。</u> 4 (省 略) (構成) 第 14 条 分科会は、自主規制会議の委員、会員代表者、特別会員代表者、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>、協会員の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。 (議決) 第 19 条 (省 略) 2 (省 略) 3 分科会の議事において、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者、<u>店頭</u>

新	旧
別会員の役員若しくは従業員である委員は、<u>特別会員が行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事の場合にのみ、議決権を有する。</u> 4 自主規制会議の特別会員委員が分科会の委員長である場合、<u>特別会員が行うことのできない有価証券の売買その他の取引等に関する議事に係る議決権を有する委員全員の同意を得た場合にあっては、当該議事においても、当該委員長は議長を務めることができる。</u> 5 分科会の議事において、<u>特定業務会員代表者又は特定業務会員</u>の役員若しくは従業員である委員は、<u>特定業務会員が行うことができる業に係る議事の場合のみ、議決権を有する。</u> (部会) 第 23 条 (現行どおり) 2 部会の委員は、分科会の委員長が自主規制会議の委員、分科会の委員、常任理事、会員代表者、特別会員代表者、<u>特定業務会員代表者</u>、協会員の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから指名する。 3～5 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>デリバティブ取引会員代表者又は特別会員若しくは店頭デリバティブ取引会員の役員若しくは従業員である委員は、会員のみが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合、議決権を有しない。</u> 4 自主規制会議の特別会員委員が分科会の委員長である場合、<u>会員のみが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する議事に係る議決権を有する委員全員の同意を得た場合にあっては、当該議事においても、当該委員長は議長を務めることができる。</u> 5 分科会の議事において、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者又は店頭デリバティブ取引会員</u>の役員若しくは従業員である委員は、<u>店頭デリバティブ取引会員が行うことができる業に係る議事の場合のみ、議決権を有する。</u> (部会) 第 23 条 (省 略) 2 部会の委員は、分科会の委員長が自主規制会議の委員、分科会の委員、常任理事、会員代表者、特別会員代表者、<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>、協会員の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから指名する。 3～5 (省 略)

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(定足数) 第 6 条 総務委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。 (議決) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>特別会員委員は、特別会員に係る議事の場合のみ、</u>1 個の議決権を有する。ただし、総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。 (財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員 <u>13</u> 人以内で構成する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (会議の招集、定足数、議決等) 第 15 条 第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条、第 9 条並びに第 11 条の規定は、財務分科会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「財務分科会」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。 (システム検討部会) 第 16 条 (現行どおり) 2 ～ 6 (現行どおり) 7 第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 2	(定足数) 第 6 条 総務委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。<u>ただし、特別会員委員が議決権を有する議事以外の議事にあつては、特別会員委員以外の議決権を有する委員の過半数の出席で足りるものとする。</u> (議決) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 特別会員委員は、1 個の議決権を有する。ただし、<u>会員のみに係る事項の議事の場合及び総務委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、</u>議決権を有しない。 (財務分科会) 第12条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、協会の役員若しくは従業員（会員支配会社及び特別会員支配会社の役員又は従業員を含む。）又は学識経験者のうちから選任する委員<u>12</u>人以内で構成する。 2 (省 略) 3 (省 略) (会議の招集、定足数、議決等) 第15条 第 5 条、第 6 条<u>本文</u>、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条、第 9 条並びに第11条の規定は、財務分科会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「財務分科会」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。 (システム検討部会) 第16条 (省 略) 2 ～ 6 (省 略) 7 第 5 条、第 6 条<u>本文</u>、第 7 条第 1 項及び

新	旧
項、第8条、第9条並びに第11条の規定は、システム検討部会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「システム検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。ただし、第7条第2項中、「委員長及び会員委員」とあるのは「委員」と読み替える。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	第2項、第8条、第9条並びに第11条の規定は、システム検討部会について準用する。この場合、これらの規定中「総務委員会」とあるのは「システム検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「会員委員」とあるのは「委員」と、それぞれ読み替える。ただし、第7条第2項中、「委員長及び会員委員」とあるのは「委員」と読み替える。

「行動規範委員会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(目的) 第 1 条 この規則は、<u>定款第 64 条の 2 第 15 項</u>の規定に基づき、行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 2 (現行どおり) (協会員への事情聴取) 第 12 条 (現行どおり) 2 前項の事情聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>が出席できない場合には、その代理人（定款第 17 条第 1 項に規定するその代理人、同第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定するその代理人又は同第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定するその代理人をいう。次条において同じ。）を出席させることができる。 3 (現行どおり) (協会員への意見聴取) 第 13 条 (現行どおり) 2 前項の意見聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は<u>特定業務会員代表者</u>が出席できない場合には、その代理人を出席させることができる。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規則は、<u>定款第 64 条の 2 第 17 項</u>の規定に基づき、行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 2 (省 略) (協会員への事情聴取) 第 12 条 (省 略) 2 前項の事情聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>が出席できない場合には、その代理人（定款第 17 条第 1 項に規定するその代理人、同第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定するその代理人又は同第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定するその代理人をいう。次条において同じ。）を出席させることができる。 3 (省 略) (協会員への意見聴取) 第 13 条 (省 略) 2 前項の意見聴取は、会員代表者、特別会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>の出席を求めて行う。ただし、会員代表者、特別会員代表者又は<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>が出席できない場合には、その代理人を出席させることができる。

「特別委員会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(議決) 第 8 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 委員が特別会員に所属する場合にあつては、前項ただし書に規定する場合のほか、<u>特別会員が行うことのできない</u>有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事<u>の場合</u>にも、議決権を有しないものとする。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(議決) 第 8 条 (省 略) 2 (省 略) 3 委員が特別会員に所属する場合にあつては、前項ただし書に規定する場合のほか、<u>会員のみに係る</u>有価証券の売買その他の取引等に関する自主規制に関連する議事<u>である場合</u>にも、議決権を有しないものとする。

「規律委員会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(議決) 第 8 条 (現行どおり) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又はこれに準ずる者である委員及び臨時委員は、<u>特別会員が行うことのできない有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合</u>には、議決権を有しない。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(議決) 第 8 条 (省 略) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、自主規制会議の特別会員委員、特別会員代表者又はこれに準ずる者である委員及び臨時委員は、<u>会員のみが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合</u>は、議決権を有しない。 3 (省 略) 4 (省 略)

「外務員等規律委員会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(議決) 第 8 条 (現行どおり) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別会員の役員又は従業員である委員及び臨時委員は、<u>特別会員が行うことのできない</u>有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合には、議決権を有しない。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(議決) 第 8 条 (省 略) 2 委員及び臨時委員は、1 個の議決権を有する。ただし、特別会員の役員又は従業員である委員及び臨時委員は、<u>会員の</u>みが行うことのできる有価証券の売買その他の取引等に関する議事の場合は、議決権を有しない。 3 (省 略) 4 (省 略)

「監事会規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(会計監査人の選任又は解任等に関する議案の内容の決定) 第 10 条 監事会は、会計監査人の選任若しくは解任又は不再任に関する総会付議議案の内容を決定する。 2 前項において、会計監査人の解任に関する議案の<u>内容の決定</u>については、監事全員一致の決議による。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(会計監査人の選任又は解任等に関する同意) 第 10 条 監事会は、会計監査人の選任若しくは解任又は不再任に関する総会付議議案の<u>同意について決議</u>する。 2 前項において、会計監査人の解任に関する議案の<u>同意</u>については、監事全員一致の決議による。

「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 4 月 30 日

(下線部分変更)

新	旧
(弁明通知書) 第 3 条 (現行どおり) 2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。 1・2 (現行どおり) 3 協会員は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する会社事故報告書（定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 42 号に該当するときにおける定款第 18 条の規定に基づく会員による報告書及び同第 30 条で準用する同第 18 条の規定に基づく<u>特定業務会員</u>による報告書並びに定款施行規則第 6 条第 2 項第 27 号に該当するときにおける定款第 33 条で準用する同第 18 条の規定に基づく特別会員による報告書をいう。以下同じ。）及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。 3～5 (現行どおり) (弁明の期日) 第 5 条 (現行どおり) 2 協会員代表者（定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者及びその代理人、同第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>特定業務会員代表者</u>及びその代理人並びに同第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する特別会員代表者及びその代理人をいう。）は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(弁明通知書) 第 3 条 (省 略) 2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。 1・2 (省 略) 3 協会員は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する会社事故報告書（定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）第 6 条第 1 項第 42 号に該当するときにおける定款第 18 条の規定に基づく会員による報告書及び同第 30 条で準用する同第 18 条の規定に基づく<u>店頭デリバティブ取引会員</u>による報告書並びに定款施行規則第 6 条第 2 項第 27 号に該当するときにおける定款第 33 条で準用する同第 18 条の規定に基づく特別会員による報告書をいう。以下同じ。）及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。 3～5 (省 略) (弁明の期日) 第 5 条 (省 略) 2 協会員代表者（定款第 17 条第 1 項に規定する会員代表者及びその代理人、同第 30 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>及びその代理人並びに同第 33 条で準用する同第 17 条第 1 項に規定する特別会員代表者及びその代理人をいう。）は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。